

大分県報

令和元年
第二三三
号
七月二十三日

(火曜日)

目次

告示

- 一 土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定
- 二 道路区域の変更
- 三 道路の供用開始

告示

大分県告示第百十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質により汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を次のとおり指定する。

令和元年七月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 形質変更時要届出区域
別府市大字内竈字上別府千二百二十六番三並びに字片上千二百五十六番七、千二百五十六番十四及び千二百五十六番十五
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域
別府市大字内竈字上別府千二百二十六番三並びに字片上千二百五十六番七、千二百五十六番十四及び千二百五十六番十五

大分県告示第百十五号

令和元年七月二十三日

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

| 道路の種類及び路線名 | 区間 | 区域変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|------------|--|---------|---------------|-------|
| 一般国道三八七号 | 宇佐市院内町櫛野字年神上九九八番五から 宇佐市院内町櫛野字年神上九九九番一まで | 後 | 三七・五 〽一九・五 | 七八・〇 |
| | 宇佐市大字浜高家字浜筋通一六七番三から 宇佐市大字浜高家字浜筋通二四三番二まで | 前 | 一一・七 〽八・七 | 三五六・二 |
| 県道中津高田線 | 宇佐市大字浜高家字浜筋通一六七番七から 宇佐市大字浜高家字浜筋通二四三番二まで | 後 | 一五・二 〽一一・一 | 三五六・二 |
| | 宇佐市院内町定别当字入道三五六番七地先から 宇佐市院内町定别当字入道三五八番八地先まで | 前 | 一八・二 〽九・三 | 一二〇・〇 |
| 県道耶馬溪院内線 | 宇佐市院内町定别当字入道三五六番七から 宇佐市院内町定别当字入道三五八番八まで | 後 | 三〇・五 〽九・六 | 一〇六・〇 |

大分県報(告示)

令和元年七月二十三日

大分県報(告示)

二

大分県告示第百十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年七月二十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年七月二十三日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道日出真那井杵築線

速見郡日出町大字川崎字出ノ原二九五番七
から
速見郡日出町大字川崎字辻ノ下三〇七九番三
まで

令元・七・二三